

豪雨・台風による被害の請求について

国公共済会の火災共済に加入されている方は、風水害などにより建物に被害があったときに、損害額と加入口数に応じて給付されます。「風水害など」とは、**暴風雨・旋風・突風・台風・高潮・高波・洪水・長雨・豪雨・雪崩・降雪・降ひょう**をいいます。建物には、**雨どいやベランダはもちろん、カーポートや車庫、物置、塀、門扉も含まれます。**

被害にあわれた方は、下記必要書類を揃えてご請求ください。ご不明な点がございましたら、所属している労働組合か、直接国公共済会へお問い合わせください。書類は組合を通して提出してください。退職者グループの方は、国公共済会に直接お送りください。

必要書類

①と③はホームページからダウンロードできます。[こちらをクリック](#)

①住宅災害状況報告書（被災から30日以内に国公共済会に提出 ※FAX可）

②罹災証明書（地方自治体で発行）

③セット・火災給付請求書

④修理の見積明細書か領収明細書（コピー可）

⑤被災状況のわかる写真（写真に番号をふり⑥の間取図に記入）

※床上浸水の場合は、床面から定規をあて水位跡までの深さがわかるように撮ってください。

⑥被災の大きさを明記した間取図（寸法を記入）

風水害の給付基準

- ・ 共済金は建物の損害割合に応じて給付します。家財の損害は計算されません。
- ・ 家財のみの加入の場合、その家財を収容する建物の損害割合に応じて給付します。
- ・ 給付の最高限度は100口分です。100口以上の加入でも100口計算です。
- ・ 建物だけ、家財だけの加入の場合、50口が限度です。（ ）が最高限度額となります。
- ・ 共済金のほかに臨時費用（共済金の15%）が給付されます。

給付区分	損害割合	1口あたりの共済金	最高限度額	
全壊・流失	建物の破損割合が70%以上	3万円	300万円（150万円）	
半壊	建物の破損割合が20%以上	1.5万円	150万円（75万円）	
一部壊	建物の損害が100万円以上	4,000円	40万円（20万円）	
	建物の損害が50万円以上100万円未満	2,000円	20万円（10万円）	
	建物の損害が20万円以上50万円未満	1,000円	10万円（5万円）	
	建物の損害が10万円以上20万円未満	500円	5万円（2.5万円）	
床上浸水	全床面の50%以上の浸水	床面150cm以上	1.5万円	150万円（75万円）
		100～150cm未満	1万円	100万円（50万円）
		70～100cm未満	7,000円	70万円（35万円）
		40～70cm未満	5,000円	50万円（25万円）
		40cm未満	3,000円	30万円（15万円）
	全床面の50%未満の浸水	100cm以上	3,000円	30万円（15万円）
100cm未満		1,000円	10万円（5万円）	

※床下浸水のみ場合は、給付対象外です。

※5,000円以上10万円未満の損害に対しても損害額に応じて1,000円～1万円の風水害見舞金が給付されます。ただし臨時費用はつきません。